

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 学校給食衛生管理体制向上事業費補助金（以下「補助金」という。）については、学校臨時休業対策費補助金交付要綱（令和2年3月13日全国学校給食会連合会連合会会長決定）に基づき、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、令和元年度中に契約を行い、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）（以下「補助事業者」という。）に対し、職員研修や設備等の購入に係る経費を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対して補助を行うことにより、学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 教育長は、補助事業者へ補助金を交付するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は別表に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金交付の申請)

第4条 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式1の1）
- (3) その他教育長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについてすみやかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）にその決定の内容を交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件

に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書(様式4)によるものとする。

3 教育長は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書(様式6)を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、教育長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、実績報告書(様式8)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（様式8の1）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、教育長の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（補助金の額の確定等）

第13条 教育長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により補助事業者へ通知するものとする。

2 教育長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 教育長は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則、その他の法令若しくはこの要綱又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 教育長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（補助金の支払）

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額

を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（様式10）を教育長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 教育長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を全国学校給食会連合会に納付させることがある。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

別 表

補助事業者	補助対象経費	補助金の額
<p>学校給食調理業者 (パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む)</p>	<p>教育長による、学校給食調理業者に対する、学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援に必要な経費であり、1事業者あたり、下記の項目ごとの金額の合計。</p> <p>【職員研修に必要な経費】 研修参加料やテキスト代とし、従業員3人以下(代表者を含め4人以下)の場合に限り、当該研修を開催する場合に伴う会場借料費や業務代替人件費についても対象とする。</p> <p>【設備等の購入に必要な経費】 ＜設備更新費＞ 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費(運搬費、設置・据え付け費を含む)。 ＜消耗品費＞ エプロン、帽子(落髪防止用)、手袋、マスク、長靴(防滑性)、アルコール溶液、デジタル温度計(食品用防水センサー)、室内用温度計、ステップオンコンテナ、キャベジカンドーリーなどの衛生関係消耗品の購入。</p>	<p>・以下を限度額とする。</p> <p>【職員研修に必要な経費】 ①従業員3人以下(代表者を含め4人以下)の場合 研修期間は3日 研修参加者は4人までとし、1日あたり1人18千円 総額は22万円 ②従業員4人以上(代表者を含め5人以上)の場合 研修期間は1日 研修参加者は1人までとし、1日あたり5千円 総額は5千円</p> <p>【設備等の購入に必要な経費】 ＜設備更新費＞ 設備費：45万円 ＜消耗品費＞ 消耗品費：30万円</p> <p>・算出された総額(事業者単位)に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(様式1)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付申請書

このことについて、次の金額を交付していただきたく、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

(様式1の1)

収 支 予 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(様式2)

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

山梨県教育委員会教育長

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった学校給食衛生管理体制向上事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項及び学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び要綱第5条の規定により通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金交付決定額	円

3 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い時期までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて教育長に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式3)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更増減額 円
- 4 変更の事由

変 更 前	変 更 後

- 5 添付書類

変更後の事業計画書、収支予算書、その他参考書類等

(様式4)

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

山梨県教育委員会教育長

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で事業の内容の変更申請のあったこのことについて、年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更後の額 | 円 |
| 3 | 変更増減額 | 円 |

(様式5)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、下記の理由により交付対象事業を中止（廃止）したいので、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 中止（廃止）の事由

(様式6)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金事業遅延報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、下記の理由により補助事業の遂行が困難となりましたので、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

理由：

(様式7)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金事業状況報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(様式8)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(様式 8 別紙)

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金事業実績報告書（内訳）

補助事業者名

1 補助金の実績

交付決定額	補助金充当額	不用額

2 補助事業の実績

3 補助事業に係る具体的な成果

(様式 8 の 1)

収 支 決 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(様式9)

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

山梨県教育委員会教育長

学校給食衛生管理体制向上事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条及び学校給食衛生管理体制向上事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり額を確定します。

確定額 円

(様式10)

補 助 金 支 払 請 求 書

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者 氏名 印

下記のとおり、請求します。

記

事業名	学校給食衛生管理体制向上事業費補助金
交付決定額	
請求額	